

鯨類の持続的な利用の確保に関する法律の実施状況 (捕鯨業の円滑な実施について)

捕鯨業の円滑な実施の支援（第 1 2 条）

- 農林水産省は、捕鯨業の円滑な実施を支援するため、以下の事業等により捕鯨業を支援。

事業内容(令和5(2023)年度)

(1) 沖合海域実証事業 3.5億円

鯨肉の市場開拓等の取組を支援。

(2) 沿岸海域実証事業

(ア) 実証事業等 3.6億円

基地式捕鯨業の体質改善に向けて、現在複数箇所で行われている鯨体処理作業の集約化や新規販路開拓等の実証等の取組を支援。

(イ) 調査分析事業 2.4億円

捕鯨業の効率的な操業形態を確立するための調査分析等を行う取組を支援。

- ① 解体時に発生する鯨体からの血水等について効果的・効率的な処理方法を研究開発
- ② 操業中の鯨体処理場において生物調査を実施し、捕獲鯨体から科学的な標本及びデータを収集

(3) 母船式捕鯨業の実証事業（基金事業） 10億円

鯨類科学調査に協力する捕鯨業者の運航経費及び生産物の販売等に必要な経費について、助成金を交付（貸付方式）。

鯨類の持続的な利用の確保に関する法律（令和元(2019)年12月改正）（抄）

（捕鯨業の円滑な実施の支援）

第十二条 政府は、捕鯨業の円滑な実施を支援するため、捕鯨業の実施のための船舶及びその乗組員の確保の支援、鯨類の捕獲、解体及び保蔵に係る技術の開発及び普及の促進その他必要な措置を講ずるものとする。